令和７年第三回都議会定例会

文　書　質　問　趣　意　書

提出者　　漢　人　あきこ

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70％再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質　問　事　項

一　“はけ”と野川を壊す都市計画道路の「橋梁概略設計」について

二　民設民営学童保育所でのプール事故について

三　靖国通りの桜の伐採問題と、街路樹の管理について

四　生物多様性地域戦略アクションプラン2025について

五　首相官邸及び霞が関中央省庁での放射能汚染土の再生利用について

一　“はけ”と野川を壊す都市計画道路の「橋梁概略設計」について

2016（平成28）年４月に策定された「第四次事業化計画」の期限は2026（令和８）年３月ですが、優先整備路線「小金井３・４・１号線」「小金井３・４・11号線」は事業着手に至っていません。

その理由のひとつは市民の理解が得られていないことです。小金井市議会は2025年第３回定例会で「新しい事業化計画において優先整備路線にしないことを求める」意見書を可決し都に送付しました。

二つ目の理由は、国分寺崖線、野川、草原が一体となった豊かな自然環境、生物多様性への影響に対する懸念が増大しているからです。道路建設による動植物への直接的、間接的影響が明らかになり、2023年策定の東京都生物多様性地域戦略にも逆行することが危惧されます。また小金井市が2022年に策定した「基本構想」でも豊かな緑と水に恵まれた自然の保全を最重要視しています。

「第四次事業化計画」での事業着手は不可能であるにもかかわらず発注された「小金井３・４・11号線外」の「橋梁等概略設計（７北南－小金井３・４・11外１路線)」について伺います。

１　委託の目的、内容、工期について説明ください。

２　構造物、工法、工事、道路照明などによる生物多様性、動植物、湧水、地下水、武蔵野公園内の「野球場」などへの影響について、高い精度のものが明らかになるのですか。また、工事期間については示されますか。

３　送電線や鉄塔の移設に伴う周辺環境への影響は明らかになるのですか。

４　成果物納品後、公開と地元への説明、意見聴取などについてはどのように予定していますか。

５　「橋梁概略設計」の次のステップはどのようなことを予定しているのですか。

二　民設民営学童保育所でのプール事故について

今年７月28日に、民設民営学童保育所「メガロス東小金井学童クラブ」（野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社運営）のプールで、小学１年生の児童が亡くなるというあってはならない事故が発生しました。

小金井市は、民設民営学童保育所の運営に関し指導等を行う立場から、８月18日に児童福祉法に基づく立ち入り調査を実施し、業者から報告を受けています。また、事故原因の究明、安全対策、再発防止策の検討のため検証委員会を設置し、11月中に答申を受ける予定です。

１　都の民設民営学童保育所に関する指導等の基本的な責任を伺います。

２　今回の事故について、都はどのように把握していますか、その内容と見解を求めます。

３　この事故を受けて国・こども家庭庁は７月31日、各都道府県・市区町村に対して、事務連絡「事件・事故情報の共有・注意喚起について（放課後児童クラブのプール遊びにおける死亡事案の発生について）」を発出し、留意事項として、以下を求めています。

○児童の安全を守るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、基準に基づいた安全計画や付随するマニュアル等の策定、適宜見直しを行うことについて周知していることから、その策定状況等を把握すること

○特に、プール活動や水遊びについては、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和７年６月３日付こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡）を踏まえ、監視体制や職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応といったマニュアル等の作成を行い、全職員に周知し、理解させること

ア　この事務連絡を受けた都の対応を伺います。

イ　小金井市はプール指導に関する安全管理マニュアルの提出は受けていないと議会で答弁しています。国の通知では、各事業所が安全管理マニュアルを策定することとしていますが、都内学童クラブの策定状況を伺います。また、未作成の学童クラブに対して、所管する自治体から指導を行うよう、都として促すべきと思いますがいかがですか。

三　靖国通りの桜の伐採問題と、街路樹の管理について

1　靖国通りの桜の管理について問題があると、住民団体から指摘されています。

ア　今年度、街路樹全体の10％以上に当たる18本の桜を伐採するとの第一建設事務所からの通知を受けて、第一建設事務所と住民団体との意見交換が行われました。経緯と、現状、今後の方針を伺います。

イ　第一建設事務所では、樹木医の判定の結果、伐採対象となった樹木について、セカンドオピニオンを参考にして、専門家と住民団体と共に伐採に関する会議を開いたことがあると聞いていますが、その経緯を伺います。

ウ　今回の伐採対象の樹木についても、専門家と住民団体と共に伐採に関する会議を開いて対応を協議してはいかがですか。

2　樹木は外側に近い部分が重要で、幹内部は次第に役割が無くなって空洞化しても、直ちに倒れるわけではなく、空洞率では、直ちに倒伏可能性を測れず、倒伏可能性を予測するには、欧米で行われている「引っ張り試験」が最も適切であり、導入するべきとの指摘があります。「引っ張り試験」を導入しませんか。

3　不健全な街路樹を伐採するのではなく、将来の為に、薬の試験を行う

機会とすることもできる。「街路樹の薬」が不足しているため、都が率先して、薬の試験を実施すべきとの指摘があります。不健全な街路樹に薬の試験の実施を検討しませんか。

４　９月下旬、中央区晴海通りで行われた街路樹の剪定について、まだ真夏日が続く時期に、なぜ街路樹を切らなければならないのか、日陰がなくなることに不安を覚えたとの住民の声が届いています。

樹木を弱らせる夏期の剪定は避けていると思いますが、気候変動による夏期の長期化を受けて、すべての樹木の剪定時期を見直すべきではありませんか。

四　生物多様性地域戦略アクションプラン2025について

東京都の生物多様性地域戦略とそれに基づくアクションプランが2023（令和５）年に策定され、アクションプランは２回目の更新が行われました。今回の2025（令和７）年版は、2023（令和５）年版、2024（令和６）年版とだいぶ異なっています。

１　昨年までは「案」の段階で自然環境保全審議会計画部会に報告した後に確定版となっていますが、今回は６月24日の計画部会に確定版が報告されています。

ア　その理由と今後の方針を伺います。

イ　計画部会での主な意見はどのようなものでしたか。

２　アクションプランの「はじめに」は昨年と同文で、「新たな取組を盛り込むとともに、取組を強化」と書かれています。

ア　2024年版は全268事業で、内、再掲116、新規19でしたが、2025年版は全303事業中、新規、再掲はそれぞれ何事業ですか。

イ　強化した取組はどのようなものがありますか。

３　今回は目次に事業名がなくなり、目標一覧のページもなくなったため、全体像の把握をしにくくなりました。変更の理由を伺います。

４　昨年度までは、「前年度の実績と当年と翌年の計画」の記載のない事業が多くありましたが、今年度版は、全ての事業について「前年度の実績と当年と翌年と翌々年の計画」が記載されています。

ア　変更の理由を伺います。

イ　９割以上の事業は「当年と翌年と翌々年の計画」が全く同じであり、アクションプランとしての意味がないと思いますが、いかがですか。

五　首相官邸及び霞が関中央省庁での放射能汚染土の再生利用について

政府は、東京電力福島第１原発事故で福島県内の除染で発生した放射能汚染土約1400万立方メートルの４分の３を占める、放射性セシウム濃度が１キログラム当たり8000ベクレル以下の汚染土を、全国の公共事業等で「復興再生利用」しようとしています。まず、首相官邸及び霞が関の省庁の敷地９カ所の花壇などで約80立方メートルを使うとし、すでに汚染土の搬入が行われています。

今後、都外の国の出先機関や公共事業、民間企業にも土地造成などで再利用を促し、住民の反対で実証事業が中断された新宿御苑も再検討されるようです。

放射能汚染土の再生利用は、本来集中管理すべき放射性物質を環境中に拡散し、現行の放射性物質に関する規制を事実上緩和するものであり、都は、市民生活や健康に影響を及ぼす可能性があるため、慎重に対応すべきです。

１　新宿御苑での実証事業の際には、都に対して数度にわたり取組概要等に係る説明があり、住民説明会も開催されましたが、首相官邸及び霞が

関中央省庁での放射能汚染土の再生利用については、いつ、どのような説明がありましたか。

2　今後、都内での再生利用が予定される場合は、地元自治体や住民への説明、適切な情報開示などをしっかり行うよう国に求めるべきと思いますが、いかがですか。

令和７年第三回都議会定例会

漢人あきこ議員の文書質問に対する答弁書

質　問　事　項

一　“はけ”と野川を壊す都市計画道路の「橋梁概略設計」について

１　委託の目的、内容、工期について説明を求める。

回　　答

本委託業務は、過年度に実施した道路概略検討の結果を基に、橋梁（りょう）等の概略設計を行うとともに、施工計画及び必要な環境保全対策等の検討を行うものです。

工期については、令和７年７月14日から令和８年５月29日までです。

質　問　事　項

一の２　構造物、工法、工事、道路照明などによる生物多様性、動植物、湧水、地下水、武蔵野公園内の「野球場」などへの影響について、高い精度のものが明らかになるのか伺う。また、工事期間については示されるのか伺う。

回　　答

過年度に実施した道路概略検討の結果を基に、本委託業務における施工計画の検討等を踏まえ、施工中及び完成後において想定される国分寺崖線や武蔵野公園、野川における動植物、地下水等への影響と必要な保全対策案について、検討していきます。

また、施工計画においては、施工順序や方法等を検討していきます。

質　問　事　項

一の３　送電線や鉄塔の移設に伴う周辺環境への影響は明らかになるのか伺う。

回　　答

本委託業務における施工計画の検討等を踏まえ、橋梁と近接する送電線などの支障物件の移設等について検討していきます。

質　問　事　項

一の４　成果物納品後、公開と地元への説明、意見聴取などについてはどのように予定しているのか伺う。

回　　答

本委託業務の成果物の公開については、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第５号）に基づき、適切に対応します。また、成果物の内容については、今後の事業化に向けた地元の方々への説明等に活用していきます。

質　問　事　項

一の５　「橋梁概略設計」の次のステップはどのようなことを予定しているのか伺う。

回　　答

小金井３・４・11号線外は、武蔵野公園などの広域避難場所へのアクセス向上や、生活道路への通過交通抑制による地域の安全性向上等に資する重要な路線です。

引き続き、事業化に向けて着実に取り組んでいきます。

質　問　事　項

二　民設民営学童保育所でのプール事故について

１　都の民設民営学童保育所に関する指導等の基本的な責任を伺う。

回　　答

学童クラブに対する指導等は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、区市町村が実施しています。

死亡事故等の重大事故が発生した場合、国の通知に基づき、都は区市町村から、事故発生時の状況や事故発生の要因分析などの報告を受けています。

質　問　事　項

二の２　今回の事故について、都はどのように把握しているのか、その内容と見解を求める。

回　　答

国の通知に基づき、都は小金井市から、事故発生時の状況や事故発生の要因分析などについて報告を受けています。

令和７年９月、市は検証委員会を設置し、当該事故の検証及び再発防止策の検討を行っています。

質　問　事　項

二の３　この事故を受けて国・こども家庭庁は７月31日、各都道府県・市区町村に対して、事務連絡「事件・事故情報の共有・注意喚起について（放課後児童クラブのプール遊びにおける死亡事案の発生について）」を発出し、留意事項として、以下を求めている。

○　児童の安全を守るため、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）において、基準に基づいた安全計画や付随するマニュアル等の策定、適宜見直しを行うことについて周知していることから、その策定状況等を把握すること

○　特に、プール活動や水遊びについては、「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和７年６月３日付こども家庭庁、文部科学省、消費者庁事務連絡）を踏まえ、監視体制や職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応といったマニュアル等の作成を行い、全職員に周知し、理解させること

この事務連絡を受けた都の対応を伺う。

回　　答

都は、国の事務連絡を都内の区市町村に対して通知し、事故の再発を防ぐため、学童クラブの安全対策を確認することや、監視体制等が整わない場合はプール活動を中止すること等の徹底について周知しています。

質　問　事　項

二の４　小金井市はプール指導に関する安全管理マニュアルの提出は受けていないと議会で答弁している。国の通知では、各事業所が安全管理マニュアルを策定することとしているが、都内学童クラブの策定状況を伺う。また、未作成の学童クラブに対して、所管する自治体から指導を行うよう、都として促すべきであると考えるが見解を伺う。

回　　答

国の省令等では、学童クラブは安全計画や付随するマニュアル等を策定し、区市町村はその策定状況等の把握や適切な指導を行うこととされており、都は、学童クラブの安全対策の徹底について、毎年度、区市町村へ周知しています。

令和７年10月現在、13自治体66クラブがプール活動等を実施し、そのうち58クラブでは安全対策等のマニュアルを策定済みです。

未策定の８クラブについても、策定に向けて検討中であり、所管する自治体がマニュアルの策定について指導していることを確認しています。

質　問　事　項

三　靖国通りの桜の伐採問題と、街路樹の管理について

１　今年度、街路樹全体の10％以上に当たる18本の桜を伐採するとの第一建設事務所からの通知を受けて、第一建設事務所と住民団体との意見交換が行われた。経緯と、現状、今後の方針を伺う。

回　　答

街路樹診断により倒木のおそれのある街路樹について、撤去等に関する地元町会等への事前説明や現場への掲示のうえ、住民等との意見交換を行っており、引き続き適切に対応していきます。

質　問　事　項

三の２　第一建設事務所では、樹木医の判定の結果、伐採対象となった樹木について、セカンドオピニオンを参考にして、専門家と住民団体と共に伐採に関する会議を開いたことがあると聞いているが、その経緯を伺う。

回　　答

令和３年６月に行った専門家や住民との打合せは、樹木医による診断結果を踏まえ、その内容の確認や意見交換などを目的に実施したものです。

質　問　事　項

三の３　今回の伐採対象の樹木についても、専門家と住民団体と共に伐採に関する会議を開いて対応を協議すべきであると考えるが見解を伺う。

回　　答

これまでも地元住民等との意見交換を行っており、樹木の診断結果を踏まえ、引き続き適切に対応していきます。

質　問　事　項

三の４　樹木は外側に近い部分が重要で、幹内部は次第に役割が無くなって空洞化しても、直ちに倒れるわけではなく、空洞率では、直ちに倒伏可能性を測れず、倒伏可能性を予測するには、欧米で行われている「引っ張り試験」が最も適切であり、導入するべきとの指摘がある。「引っ張り試験」を導入すべきであると考えるが見解を伺う。

回　　答

都は、「街路樹診断等マニュアル」に基づき、幹等の傷などを調べる外観診断や、幹や根の腐朽の程度を調べる機器診断などを踏まえ、街路樹の健全度の判定を行っています。

質　問　事　項

三の５　不健全な街路樹を伐採するのではなく、将来の為に、薬の試験を行う機会とすることもできる。「街路樹の薬」が不足しているため、都が率先して、薬の試験を実施すべきとの指摘がある。不健全な街路樹に薬の試験の実施を検討すべきであると考えるが見解を伺う。

回　　答

都道の街路樹は、都民が安全・安心、快適に利用できる緑陰空間の提供等を目的に植栽し、適切に維持管理しています。

質　問　事　項

三の６　９月下旬、中央区晴海通りで行われた街路樹の剪定について、まだ真夏日が続く時期に、なぜ街路樹を切らなければならないのか、日陰がなくなることに不安を覚えたとの住民の声が届いている。樹木を弱らせる夏期の剪定は避けていると思うが、気候変動による夏期の長期化を受けて、すべての樹木の剪定時期を見直すべきであると考えるが見解を伺う。

回　　答

街路樹の剪（せん）定は、樹木の健全な育成や樹冠の拡大、安全で円滑な交通を確保するため、地域や樹種の特性等に応じて適切な時期や回数を設定し、実施しています。

質　問　事　項

四　生物多様性地域戦略アクションプラン2025について

１　昨年までは「案」の段階で自然環境保全審議会計画部会に報告した後に確定版となっているが、今回は６月24日の計画部会に確定版が報告されている。その理由と今後の方針を伺う。

回　　答

アクションプランは、取りまとめ次第、自然環境保全審議会計画部会に報告し、意見を伺うこととしています。

昨年度は、初めての更新で、庁内手続に時間を要したことから、確定前

の段階で、報告を実施しています。

質　問　事　項

四の２　計画部会での主な意見はどのようなものであったか伺う。

回　　答

審議会計画部会では、保全地域の指定拡大に向けた取組の推進、外来種対策リスト作成に向けた助言、生物多様性の認知度等を高める取組の推進、などの意見が出されました。

質　問　事　項

四の３　アクションプランの「はじめに」は昨年と同文で、「新たな取組を盛り込むとともに、取組を強化」と書かれている。2024年版は全268事業で、内、再掲116、新規19であったが、2025年版は全303事業中、新規、再掲はそれぞれ何事業であるか伺う。

回　　答

アクションプラン2025では、新規が25事業、再掲は156事業です。

質　問　事　項

四の４　強化した取組はどのようなものがあるか伺う。

回　　答

保全地域によるＣＯ$_2$吸収量などの効果の定量化やハイキングルート「かたらいの路」のリニューアルなどの取組を進めることとしています。

質　問　事　項

四の５　今回は目次に事業名がなくなり、目標一覧のページもなくなったため、全体像の把握をしにくくなった。変更の理由を伺う。

回　　答

アクションプラン2025は、記述を充実してページ数が大幅に増える中、都民の見やすさに配慮する観点から見直しを行い、全体の構成を決定しています。

質　問　事　項

四の６　昨年度までは、「前年度の実績と当年と翌年の計画」の記載のない事業が多くあったが、今年度版は、全ての事業について「前年度の実績と当年と翌年と翌々年の計画」が記載されている。変更の理由を伺う。

回　　答

2050東京戦略に合わせ、３か年の計画を掲載することとしています。

質　問　事　項

四の７　９割以上の事業は「当年と翌年と翌々年の計画」が全く同じであり、アクションプランとしての意味がないと考えるが見解を伺う。

回　　答

それぞれの事業の実情を踏まえ、各局において適切に計画を策定しています。

質　問　事　項

五　首相官邸及び霞が関中央省庁での放射能汚染土の再生利用について

１　新宿御苑での実証事業の際には、都に対して数度にわたり取組概要等に係る説明があり、住民説明会も開催されたが、首相官邸及び霞が関中央省庁での放射能汚染土の再生利用については、いつ、どのような説明があったのか伺う。

回　　答

環境省から、令和７年７月に総理官邸における復興再生利用について、同年８月に霞ヶ関の中央官庁の花壇等への利用について説明がありました。

質　問　事　項

五の２　今後、都内での再生利用が予定される場合は、地元自治体や住民への説明、適切な情報開示などをしっかり行うよう国に求めるべきであると考えるが見解を伺う。

回　　答

復興再生利用については、国の責任の下、必要な措置を講じていくものと考えます。